HP用転用不可

第２号様式（第４条関係）

31 都市建建第５９６号
令和元年９月 24 日

株式会社　ＬＩＮＯＧＲＯＷＴＨ
岩本　雅樹　殿

東京都知事　小池　百合子

解体工事業者の登録簿への登録通知書

令和元年９月６日付で申請のあった解体工事業については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 23 条第１項の規定により、下記の通り登録したので、同条第２項の規定に基づき通知します。

記

登　録　番　号　　東京都知事（登－１）　第３８８１号
登録の有効期間　　令和元年９月 24 日から令和６年９月 23 日まで

注）　登録の更新申請を行う場合の書類の提出期限：令和６年８月 23 日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日）

（日本工業規格Ａ列４判）